

不祥事件の発生とお詫びについて

各位

平成 24 年 6 月 15 日
東春信用金庫
理事長 鈴木義久

職員による不祥事件の発生とお詫びについて

この度、誠に遺憾ではございますが、当金庫の職員が金庫室から現金を横領する事件と、その後の調査でお客様お一人のご預金を着服していた不祥事件が発覚いたしました。

社会的、公共的役割を担い、信用と信頼を第一とする金融機関として、このような不祥事件を発生させ、地域の皆さま、会員の皆さまをはじめ関係各位の方々に多大なご迷惑とご心配をお掛けすることとなり、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

当金庫といたしましては、かかる事態を招いたことを厳粛に受け止め、役職員一同深く反省するとともに、再発防止に向けて法令等遵守態勢の一層の強化に向け全力で取り組んでまいります。

記

1. 事件の概要

当金庫守山支店の元支店長代理(男性、41歳、融資役席、以下「職員」という。)が、平成24年5月10日金庫室内から現金1,000,000円を横領した事実が明らかになりました。

その後の調査で、平成21年2月から平成23年1月の間で、職員の友人の定期積金の掛込み金1,130,000円を着服していた事実も明らかになりました。

被害金については、職員より、平成24年5月28日までに全額を金庫とお客さまに返金しております。

本事件につきましては、横領当日に現金が不一致となったことから内部調査を行い、当該職員に事情聴取した結果、上記事実が判明いたしました。

2. 被害を受けられたお客様への対応

事件の概要をご説明したうえで、深くお詫び申し上げます。

3. 各関係機関への届出等

事件発覚後速やかに、東海財務局並びに日本銀行への報告、届出を行いました。また、警察に対して、届出いたしました。

4. 関係者の処分

事件を起した職員本人につきましては、庫内規程に基づき、処分いたします。

5. 今後の再発防止策等

当金庫では、法令等遵守態勢の充実を最重要課題として取り組んでまいりましたが、今回の不祥事件を厳粛に受け止め、深く反省いたしますとともに、このような事態を二度と起さないよう、内部管理態勢および法令等遵守態勢の強化を図り、お客さまからの信用、信頼の回復に向けて全役職員一丸となって取り組んでまいります。

以 上